

○富田林市立図書館処務規則

昭和51年5月19日
教委規則第13号

(目的)

第1条 この規則は、富田林市立図書館(以下「図書館」という。)の組織、事務分掌及び処務について必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 図書館には、館長及び司書をおく。

2 図書館に館長代理を置くことができる。

3 前項に定めるもののほか、必要があるときは、主幹、主査、司書補その他の職員をおくことができる。

第3条 前条にかかげる職にあるものは、おのおの上司の命をうけ所管事項を掌理し、所属職員を指揮、監督する。

(事務分掌)

第4条 図書館の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 図書館の運営管理に係る企画、調査その他業務統計調査に関すること。

(2) 図書館資料の選択、収集、整理に関すること。

(3) 図書館資料の分類、目録及び索引の作成に関すること。

(4) 図書館資料の閲覧業務に関すること。

(5) 資料の館相互貸借及びその提供に関すること。

(6) 図書館資料の受け入れ及び除籍に関すること。

(7) 図書館協議会及び関係諸団体との連絡調整に関すること。

(8) 公印の保管に関すること。

(9) 公文書の收受、発送保管に関すること。

(10) 予算及び決算に関すること。

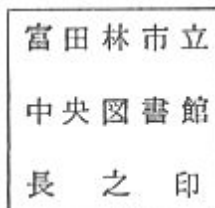
(11) 館の管理及び庶務に関すること。

(12) 自動車文庫に関すること。

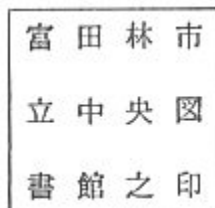
(公印)

第5条 図書館に次の公印を備え、館長がこれを保管する。

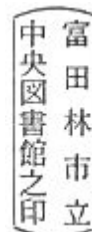
(1) 富田林市立中央図書館



方 21mm

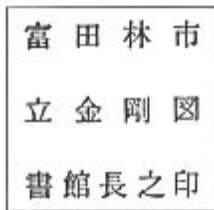


方 24mm

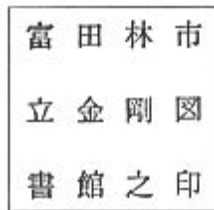


12×30mm

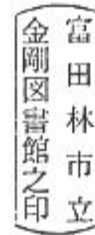
(2) 富田林市立金剛図書館



方 21mm



方 24mm



12×30mm

(準用規定)

第6条 この規則に定めるもののほか、文書の処理、職員の服務等については、富田林市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和53年条例第18号)及びこれらに関するその他の諸規定を準用する。

(細則の規定)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、富田林市立図書館条例施行の日から施行する。

附 則(昭和51年教委規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年教委規則第3号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成24年教委規則第8号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。